

# 暫定定員が設定された時のために

平成4年12月24日  
全国母子寮協議会

## 母子寮の暫定定員とはなんですか

母子世帯の入寮減により、定員を満たさず、前年度の在籍世帯数の実態により当年度に暫定的に設定される定員のことをいいます。

## 母子寮の暫定定員はだれが設定しますか

都道府県知事又は指定都市の市長が定めます。

## 暫定定員はどのようにして設定されるのでしょうか

実際に設定されたある定員20世帯の母子寮で考えてみましょう。この母子寮のある年度の入所実績は以下のとおりでした。(単位 世帯)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
16	16	17	18	18	16	15	15	14	14	13	15

合計187世帯です。定員20世帯ですから1年間で見ると240世帯が入寮していることが必要です。しかしこの年度は、さまざまな事情により187世帯でした。こういうことは、基本的にあってはならないことですが、現実的にはよくあることです。

この場合、翌年度は、定員の改定をおこなって定員を実態にみあった数にするやり方とここでいう暫定定員を設定するということになります。実際には、多くの母子寮が暫定定員を設定して当年度に対応しています。

この例でとらえますと、当年度は暫定定員が19世帯として設定されました。

これは次の算式にみるものです。

【算式】  
〔前年度の各月初日の在籍世帯数の合計数÷12月〕×1.205 以内の数値(小数点以下第1位の数値により4捨5入)

これで実際に計算すると次のようになります。

$$187 \div 12 = 15.583 \dots \times 1.205 = 18.7779166 \dots$$

小数点以下第1位の数値を4捨5入して暫定定員19世帯となるわけです。

この算式をおしすすめると20世帯で前年度の入所実績が合計195の場合では当該年度20世帯のままですが、合計194の場合では、当該年度に暫定定員が設定され、19という暫定定員が設定されることとなります。

①合計195の場合

$$195 \div 12 = 16.25 \times 1.205 = 19.58125$$

②合計194の場合

$$194 \div 12 = 16.166 \dots \times 1.205 = 19.480833 \dots$$

20世帯の定員にもかかわらず、前年度の入所世帯数が以下の場合ですと、それぞれの暫定定員が設定されることとなります。

(参考例) 定員20世帯の暫定定員設定

1年間の入寮世帯数	認可定員	暫定定員
240～195世帯	20世帯	なし
194～185世帯	20世帯	19世帯
184～175世帯	20世帯	18世帯
174～165世帯	20世帯	17世帯
164～155世帯	20世帯	16世帯

上記でわかるように暫定定員は、定員20世帯の場合1年間を通じて1か月の平均世帯数が16.25世帯であれば、暫定定員を設定する必要のないしくみとなっ

ています。暫定定員の算式はこのように施設のことを配慮した計算式となっています。

暫定定員が設定されるとどうなるのでしょうか

上記の配慮にもかかわらず、例にあげた母子寮では暫定定員が19世帯となってしまいました。そしてこのために母子指導員と少年指導員それぞれ1名ずつ他の法人に配置転換ないし場合によっては解雇しなければならない事態となってしまいました。なぜこのようなことになったのでしょうか。このことを考えてみることにいたします。

この母子寮は定数20世帯であり当時職員が7名いました。内訳は以下のとおりでした。

施設長	母子指導員	少年指導員	保母	調理員等	嘱託医	合計
1	2	2	1	1	(1)	7 (1)

これが、当年度当初に暫定定員19世帯にするという県知事名の通知があり、(注一母子寮によってはこうした通知がないまま行われている場合もあります。県担当課とよく連絡をとりましょう。)当年度20世帯分として交付されていた事務費保護単価の一部を返還することになりました。通知は当年度8月〇日でしたので4月～8月までの差額3,872,638円を返還することになりました。

このため少年指導員を同一法人の他の施設に配置転換するとともに、母子指導員1名について特例措置について県と国に協議を行うこととなったのです。

なぜこのようなことがおきるのでしょうか

それは母子寮の職員の定数が20世帯以上から加算になっているからです。以下は母子寮の現在の定数表ですが、母子指導員と少年指導員兼事務員は、定員20以上で2人です。暫定定員19世帯では定員20世帯に満ちていませんので母子指導員と少年指導員兼事務員は置く根拠を失います。このため返還がもたらされた訳です。職員の定数及び加算の根拠は巻末のとおりです。

特例措置の協議とはどのようなものですか

暫定定員の設定を行うことにより、現にいる職員の整理が必要な場合は、さらに前年度低い2か月を暫定定員設定の基礎から除外し、次の算式によるということが述べられています。

【算式】  

$$(\text{前年度の各月初日の在籍世帯数の合計数 (充足率の低い2か月を除く)} \div 10\text{月}) \times 1.205$$
 以内の数値 (小数点以下第1位の数値により4捨5入)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
16	16	17	18	18	16	15	15	14	14	13	15

この場合ですと最も充足率が低い1月の14世帯と2月の13世帯が除かれることとなります。合計世帯数が187世帯ですから、ここから27世帯が除かれ、160世帯となります。この母子寮では、この結果翌年2月に特例措置の協議が認められ、ひきつづき母子指導員を継続することができました。

ここでは1名分でしたが特例措置の協議で、上記算式が適用されることになりまして1年間の合計が162世帯以上の場合であれば、ひきつづき職員を継続することが可能となる計算式な訳です。特例措置の協議は、この意味で二重に施設を保護している仕組みです。

しかしせっかくのこの仕組みも、実際は、ほとんど活用されていません。本担当事務者が平成4年度に暫定定員になっている142の母子寮に対して調査した結果では、わずか7母子寮しか特例措置の協議をしていないというさんざんたる実態で、ほとんど活用されていないといった方がよいとしか思えないものとなっています。この制度がひろく理解され、有効に活用することが必要です。

特例措置の協議はどうすればいいのですか

暫定定員の設定が明確になったとき(すなわち当年度当初の通知あるいは連絡などあった時)都道府県や指定都市の当局と緊密な連絡をとり、暫定定員でこれまでの職員配置が困難が予測され、職員の整理が必要と考えられる場合、直ちに特例

措置の協議を申し入れ、職員の整理の実情を充分説明することが必要で、施設長の努力以外のなものでもありません。（暫定定員の設定並びに復元解消の系統図参照のこと）

### 暫定定員の設定並びに復元解消の系統図

暫定定員の設定に至る過程は次のような流れであるが、メインは保護単価（該当年度1年間の措置費）の決定である。そして、これに必要な事務費等を算定する過程の中で認可定員に対し、暫定として生まれる保護単価決定上の一時的な定員である。又、暫定定員の設定によって生じる施設側の運営管理上の問題点を解消し、認可定員に復元する救済手段がいうところの「特例協議」である。この手順を図解したのが次の系統図である。

例示は、平成3年度の保護単価の決定（暫定定員に設定）と定員に復元した事例に基づいた手順の図解である。（認可定員20世帯の例）

	平成3年4月	平成3年4月	平成3年5月	平成3年8月	平成3年8月	平成3年8月	平成3年10月	平成3年10月	平成3年11月	平成3年12月	平成4年2月	平成4年3月
	事前協議	暫定定員確認後の対応	法人役員会	決定通知	返還命令	特例協議	人事移動	県へ要望	国へ要望	法人役員会	復元決定	法人役員会 事後処理
保護単価の決定 と 暫定定員の決定  定員の復元	県・施設資料 前年度の 在籍数  職員の 状況  暫定定員数 19世帯確認	加算人員 2名削減		1. 保護単価決定  2. 単価表の一部 「定員」の欄あり  [暫定19]記載 されこれが決定							認可定員に 復元  新保護単価 決定	
事務処理	①事前協議の資料の作成  ②暫定の算定基準に基づき算定	措置費の請求は前年度と同じ単価で請求  4月～8月			①市分について返還  ②県分について返還を延期						事後処理に向けて事前準備（措置費の請求・返還金について）	①新単価による措置費請求 ②県へ返還 ③施設会計間の貸借の整理
暫定に対応する措置  (法人 施設)  「特例協議の活用」		1. 加算人員2名の削減に対し 2. 1名は他施設へ配置替え 3. 1名については特例協議へ	法人役員会 ① 暫定定員になる旨報告 ② 1名の人事異動報告	保護単価の決定と暫定定員数19世帯決定書受理		県に対し特例協議をすすめるための資料を提出	特例協議中における人件費の節約のため業務統合でこれに対応	特例協議を早く進めるよう要望する(1名分)	特例協議について承認されるよう要望する(1名分)	特例協議について報告10月の人事異動報告	認可定員に復元する 決定書受理	法人役員会に認可定員に復元した旨報告
									広域措置を依頼(他県)  (利用を高めるため)	広域措置1月受入れ決定		

特例措置の協議は全母協でもいくつかの母子寮で経験をしていることですので事態が発生することがわかったら直ちに連絡をくださることが必要です。(前年度の入所世帯の実数で当年度、暫定定員になるかは、はっきり予測できることです。)特例措置の協議に詳しい施設長を助言にたてた協力体制をととのえることができます。

### 暫定定員を克服するにはどうすればよいのでしょうか

克服のための取り組みを何点か紹介しましょう。

#### 1. 相談の充実 — A母子寮

母子寮に、民間団体の助成により「家庭相談室」を設置し相談活動を開始しました。毎週木曜日に開設し、保健所非常勤臨床心理相談員1名、大学保健衛生センター臨床心理相談員1名を相談員として①育児相談(ミルクの量、夜泣き、夜尿、はいはい、O脚、握力、言葉、運動機能他)②こどものことについての相談(登校拒否、家庭内暴力、友人関係、娘の男女関係、燃え尽き症候群を呈して入院した0Lの母親の相談)③自分のことについての相談(健康、血圧、生活意欲の無さ、周囲のイメージに合わせて生きてきたことで自己一致を得ず連続10数回面談の女子高校生、職場の人間関係、心の悩み)の家庭相談に応じています。また電話相談も実施しています。来所は、月平均10件電話は、8件です。この実績により区が助成することとなり継続され、今日にいたっています。

#### 2. 啓蒙活動の取り組み

母子寮で行う広報活動の手段は「しおり」が28.8%、次が「施設だより」で14.4%です。「しおり」は来寮者に、「施設だより」は固定された関係者に送られていることが多く、母子寮の広報活動は限定された範囲でしかなく、母子健康手帳に母子寮を明記させたり児童の作品を郵便局や銀行に掲示してもらったりといろいろ実践されています。充足率を高めるためには、もっと母子寮の存在と果たしている機能(夫やその他の暴力からの保護、母子世帯の社会的自立の促進など)を世間に知らしめることが必要で効果が上がっています。

#### 3. 家庭養育支援活動への取り組み

これらの活動に取り組むことが母子寮にとって極めて有意義であることは

「地域福祉サービス調査」で明確になりました。またこれらの事業に取り組んでいる母子寮が暫定定員問題とは無縁であることも明らかになりました。これらは地域福祉担当者会がまとめた「地域の子育て家庭支援方策」でまとめてありますので参考にしてください。

#### 4. 協議会としての取り組みの強化

母子寮では、都道府県を単位として、それぞれ部会や協議会を組織して情報交換やケース検討を実施しています。この活動力を高めることは極めて有効な方法です。部会や協議会の働きによって暫定定員問題とは無縁の取り組みを実施し著しい効果をあげています。みんなで力を合わせましょう。

#### 5. 施設機能強化推進費の活用

機能強化にとって、施設機能強化推進費の活用は極めて有効です。母子寮での機能強化推進費の活用は、「施設入所者社会復帰促進事業」「心身機能低下防止事業」「処遇困難事例研究事業」「総合防災対策強化事業」などが比較的活用されており、活性化にむけてぜひ施設機能強化推進費を活用しましょう。

最後に、これをまとめたのは、暫定定員になった場合のことを想定してのものです。当たり前のことですが、暫定定員など魅力ある母子寮にとっては全く無縁の存在です。また万一、暫定定員を設定されてもその後の努力で見事に克服した母子寮も数多く存在します。こうした努力こそ今発揮されるべきであり、安易な暫定定員の導入に組するものでないことはいままでもないことを申し添えておきます。

職種別	職員の定数
施設長	1人。
母子指導員	定員20世帯未満の場合は1人。定員20以上の場合は2人。
保母	保育所に準ずる設備のある場合に限り、その児童30人につき1人（ただし、1母子寮につき最低1人はおくことができる。）
少年指導員兼事務員	定員20世帯未満の場合は1人。 定員20世帯以上の場合は2人。
調理員等	1人。
嘱託医	1人。

単価の名称	設定の要件
母子寮母子指導員 加算分保護単価	母子寮であって職員の定数表に掲げる「母子指導員」がおかれている定員20世帯以上の施設の場合
母子寮少年指導員兼 事務員加算分保護単価	母子寮であって職員の定数表に掲げる「少年指導員兼事務員」がおかれている定員20世帯以上の施設の場合